

平成２７年度 第１回 京都市高齢者施策推進協議会 摘録

日 時 平成２７年９月１５日（火）午後５時００分～午後７時００分

場 所 京都府医師会館 ２階 ２１２・２１３会議室

出席委員 麻田委員，井上委員，内山委員，太田委員，小倉委員，北川委員，里村委員，清水委員，菅原委員， 関委員，高屋委員，近田委員，寺田委員，中川委員，中島委員，西川委員，西田委員，浜岡委員，平田委員， 森委員，山岸委員，山下委員，山添委員，山田委員，吉田委員

欠席委員 伊藤委員，源野委員，檜谷委員，山岡委員，行松委員，渡邊委員

事務局 藤田副市長，居内保健医療・介護担当局長，谷口医務監，西窪長寿社会部長，谷利長寿福祉課長，西川長寿福祉課担当課長，中村長寿福祉課担当課長，米津介護保険課長，齋藤介護保険課担当課長，和田介護保険課担当課長，志摩保健医療課長，高見監査適正給付推進課担当課長，寺澤まち再生・創造推進室空き家対策課長，岡田住宅政策課企画担当課長

（開会）午後５時００分

＜司会＞ 西窪長寿社会部長

＜開会あいさつ＞ 藤田副市長

＜委員紹介，事務局紹介＞ 西窪長寿社会部長

＜協議事項１＞ 会長の互選，会長職務代理者の指名について

西窪部長 資料１の京都市高齢者施策推進協議会規則第２条第２項により，会長は，委員の皆様の互選により選任することとされておりますが，この件について御意見があればお願いいたします。いかがいたしましょうか。

北川委員 前回に引き続き，浜岡委員にお願いしてはいかがでしょうか。

西窪部長 浜岡委員を会長に推薦してはどうかとの御意見をいただきましたが，いかがでしょうか。

（委員一同 拍手）

西窪部長 他に意見がないようですので，浜岡委員に会長をお願いしたいと思いますのですが，浜岡委員におかれましてはいかがでしょうか。

浜岡委員 皆様の指名をいただきましたので，お引き受けします。

西窪部長 浜岡委員におかれましては，前回に引き続き会長職をお引き受けいただき，感謝申し上げます。

ます。それでは、会長席にお移りいただき、一言御挨拶をお願いします。

浜岡会長　会長に御指名いただいたので一言挨拶を申し上げます。京都市における高齢化率は、平成26年度に26％となり、市民の4人に1人以上が高齢者です。10年後の平成37年度には高齢化率は30％を超え、75歳以上人口、いわゆる後期高齢者の割合は19.4％となり、およそ市民の5人に1人が後期高齢者という、いまだかつてない超高齢社会が到来します。

こうした中、京都市におかれては、本年3月に、本協議会での議論を経て、京都市ならではの地域力を生かした「京都市版地域包括ケアシステムの構築」に向けて、新たな取組を盛り込んだ「第6期京都市民長寿すこやかプラン」が策定されました。

さきほど、藤田副市長から京都市の決意をお聞かせいただき、大変心強い次第であります。引き続き、京都市の高齢者保健福祉の更なる充実に向けた取組を推進していただくことを期待します。

今回の改選により、継続して委員に御就任いただいた方におかれては、引き続き、御協力をお願いします。また、新たに委員に御就任いただいた方におかれても、積極的に御参画いただくことを期待しております。

本協議会としても、第6期プランに掲げる施策・事業が着実に推進できますよう、また、平成29年度の次期プラン策定に向け、ここにお集まりいただいた委員の皆様の英知を結集してまいりたいと思います。

西窪部長　続いて、会長職務代理者の指名に移ります。京都市高齢者施策推進協議会規則第2条第4項に「会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。」と規定されていますので、浜岡会長に2名の会長職務代理者を指名いただきたいと思います。

浜岡会長　それでは、北川委員と渡邊委員にお願いしたいと思います。渡邊委員におかれましては、本日欠席されているため、事務局から御本人にお伝え願えますか。

西窪部長　承知しました。それでは、以後の議事進行につきましては、京都市高齢者施策推進協議会規則第3条第2項の規定により、浜岡会長に議長をお願いします。

＜協議事項2＞ 推進協議会の運営方法について

＜事務局説明＞ 谷利長寿福祉課長

資料1 京都市高齢者施策推進協議会規則

資料2 ワーキンググループの設置について（案）

＜意見交換・質疑＞

浜岡会長　ただいま、事務局から説明がありましたが、運営方法はこれでよろしいでしょうか。

（異議なし）

浜岡会長 意見がないようですので、本協議会の運営方法につきましては事務局の提案どおりとし、各ワーキンググループの構成員につきましても、これまでワーキンググループで行ってきた議論の継続性を踏まえて、私から指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

＜報告事項１＞ 京都市高齢社会対策実態調査（案）について

＜事務局説明＞ 谷利長寿福祉課長

資料３ 京都市高齢社会対策実態調査（案）について

＜意見交換・質疑＞

北川委員 資料３の１７ページの在宅医療について、こういう項目を入れていただいたのはありがたいと思います。ただ、かかりつけ医の記載については、日本医師会の定義と思われますが、何でも相談できるという、ここまでのかかりつけ医というのは現実にはなかなかいないと思います。このまま使うにしても但し書きが必要ではないかと。回答者に額面通りなんでも相談できる医者と受け取られてしまうと現実と異なる部分もあろうかと思います。かかりつけ医の定義については、ハードルを下げてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

谷利課長 かかりつけ医の記載については、お見込みの通り日本医師会の定義ですが、回答いただきやすいよう文言を修正したいと思います。

北川委員 もう一つ、同じく資料３の１７ページです。問３０の⑥の項目は質問の並びとして毛色が違うと思います。⑥は介護してくれる家族への負担を軽減するサービスがあるかないかということだと思いますが、それ以外のものは回答者本人に対するサービスですので、項目について調整いただければと思います。

谷利課長 御指摘の通りですので、文言を修正いたします。

浜岡会長 ほかにございませんか。

資料３の主なスケジュールというのは、９月から調査の委託事業者の選定が始まって、調査そのものは１１月以降というスケジュールになっています。調査票の案が確定するまでに、委員の皆さんのお気づきの点が出てきましたら、事務局に内容の指摘や表現の分かりにくいところなど含めて、意見を寄せていただきたいと思います。

急に言われても出しにくいと思いますので、もう一度ゆっくり御覧いただき、場合によっては自分が調査対象者になったつもりで書いてもらって、ここは回答しにくいとか、ということも含めて、御意見ありましたら事務局に寄せていただきたいと思います。事務局、いつでもなら対応できますか。

谷利課長 １０月上旬くらいまでにいただけたら。反映については、浜岡会長と相談させていただいて、最終確定させていただきたいと思います。

浜岡会長　私のほうで皆さんから出た意見等含め事務局と調整して、最終版の調査票の案を確定させていただきたいと思います。

＜報告事項２＞　新しい総合事業に向けた取組等について

＜事務局説明＞　中村長寿福祉課担当課長

資料４　新しい総合事業に向けた取組等について

＜意見交換・質疑＞

北川委員　資料４の調査票の４ページについて、調査項目（２）サービスの内容の「上記以外」というところがありますが、国が示すものを参考に検討されたのでしょうか。多様なサービスとありますが、サービスの内容を見ましたらこれが事業化されるということなのですが、ここにあります項目は私が見ていると見守りというところでもっと大事な項目があると思うんですね。そのため、この項目は国が決めたものをそのまま流用されているのか、どこかで検討されたものがそのまま出てきているのか、どちらでしょうか。

中村課長　調査の項目につきましては、国から示されたものではなく、京都市と委託先との間で協議しながら決めたものでございます。

北川委員　非常に大事だと思うのですね。高齢者の独居の方が一人で暮らしておられて、非常に不安定といいますか、何か起きたときにすぐに気づけないというか、いろんなことがあるんですね。見守りということなんですが、ちょっとこの目の中には、普段の困ったときのことはあるのですけれども、ちょっと何か抜けている気がします。その他がありますけれども、その辺りは、色々な意見を聞いて決められた方がいいと思うのですが。これは本決まりなのか。

中村課長　現在、これに従って調査もしているところです。今回の調査により、総合事業が始まる時の事業所やボランティア団体等が把握できるのですが、どの団体にしても状況は日々変わっていくものと思っています。総合事業が始まった後も、その時その時サービスの状況を把握する必要があります。御指摘の見守りサービス等につきましても、引き続き地域のサービスを把握していく中で注意して情報収集をしていきたいと思っております。今後、生活支援コーディネーターという役割を担う者も配置して地域のサービスの実態把握をしていくように国からも言われておりますので、京都市もその方向で進めていこうとしております。そういった中で見守りサービスも含めた多様なサービスの把握、足りないサービスの創出に取り組んでいきたいと考えております。

谷利課長　見守りに関してですが、実態調査に関しましては訪問型のサービスで、今回新しい総合事業ができますと介護保険の予防給付の中で適用しているヘルプサービス、こちらの方が移行して多様なサービスと組み合わせて利用できることになります。まずはこういったものが代替できるのかということで、御覧いただいている４ページですと（２）の「介護保険制度のサービスに相当する内容」、こういったものでこういったサービスを提供されているか、そ

れをまず確認したうえで、それ以外にこういったサービスでこういったメニューがあるのか考えまして列記しているわけです。見守りにつきましては確かに「サービス」という捉え方もありますが、一方で老人福祉員や民生委員、社会福祉協議会ですとか、「ボランティア」、つまりは善意でやっている面もあることから、見守りについては「サービス」という位置付けで入れるのはどうなのかという観点で除きました。ただ、大事な要素ではありますし、今後も検討していきたいと思います。

北川委員 経過を把握していなくて申し訳ない。ただし、総合的に考えていただいて、実態調査で事業所の実態把握もしていただき、総合的にそういう見守りサービスも提供できるよう、全体的にこれから検討していただければと思います。よろしくお願いします。

浜岡会長 8月の段階で調査はすでに終わったのですね。

中村課長 訪問調査、郵送調査については終了しております。今、戻ってきた調査票を集約し報告書の形にまとめようと作業をしているところです。

浜岡会長 「上記以外」のところで、特にその他とかたくさん出てくるようでしたら、また独自に情報を集めるとか、課題は出てくるかと思います。調査についてはすでに終わってまとめる段階のようですけれども、他にこの新しいサービスを始めるにあたっての準備の課程ですが、特にその点についての意見等はございますでしょうか。

井上委員 生活支援コーディネーターについて伺います。多様なサービスが必要になってくると思うのですが、コーディネートという役割を担っていくとしたら、従来ですと社会福祉協議会が役割を担っていたと思います。社会福祉協議会とコーディネーターの役割の違いとか、生活支援コーディネーターがこういったところに配置されるのか、分かっていたら教えてくださいませんか。

中村課長 生活支援コーディネーターについてですが、こういったエリアごととか、こういったところに行くのか等含めて現在検討中でございます。今はまだお答えできる状態ではありません。

浜岡会長 生活支援コーディネーターについて、このくらいまでには形として見えるようにしたいとか、準備のめどはありますか。

谷利課長 平成29年4月から新しい総合事業が始まりますので、それまでに例えば新しく担い手になっていただく方を養成して、そしてそういった担い手を必要とする団体に結び付けていく作業がまず必要です。それから新しい総合事業の枠内で、事業を提供していただく事業主体の方々の状況を把握して、地域包括支援センターの職員にきちんと情報提供ができて、適切なサービスに結び付けられるようにしていく。そういった準備を新しい総合事業が始まる前

の段階でやっていく必要がございます。私どもとしては、現在配置について検討を進めている段階であり、できるだけ早期に配置していきたいと考えております。

<報告事項3> 平成26年度 地域包括支援センター（高齢サポート）の運営状況等について

<事務局説明> 西川長寿福祉担当課長

資料5 平成26年度 地域包括支援センター（高齢サポート）の運営状況等について

<意見交換・質疑>

平田委員 一人暮らしの高齢者への全戸訪問という、積極的な施策で非常に良いと思っているのですが、一方で非常に大変な事業ですね。そういった中で、資料5の18ページ、連絡がつかない方が19,796名いらっしゃる。もちろん全対象者75,000名のうちの19,000名だから、だいぶ努力をされていると思うのです。ですが、19ページを見ますと、この連絡のつかなかった19,796名のうち、接触継続中が53名しかいないのですね。高齢サポートの方は御苦労なさっているのだけれども、なかなか連絡をつけられない状況であるという認識でよいのでしょうか。そうすると、どのようにして高齢サポートで連絡のつかない人と接触していくのか、その方向性についてお尋ねします。

西川課長 連絡のつかない世帯へのアプローチについては、住民基本台帳を基に地域包括支援センターからお手紙でお知らせなどを送らせていただいております。12ページを御覧いただきたいと思います。一番初めのところにまず面談を辞退されると書いた辺りの表がございます。こちらの方におきまして面談を辞退なされる方々、あるいは面談実施に至る方々がすでに50,000人くらいいらっしゃるようになります。そのうえで26年度でしたら20,714人の接触継続中の方がいらっしゃるのですが、その後でどういうふうアプローチしていくのが問題になっていくと思います。その中では、まだまだお元気なので就労されているということで、なかなか接触には至らないと答えられている割合が高いです。実際には、加齢によって面談に至ることも多く、70歳前後では就労されているので元気な場合は面談にはあたらないものの、実際に75歳以上になると、面談に至るという傾向になっております。

平田委員 面談を辞退されるという方は、連絡がついて自由意思によって辞退しているから、これはいいんです。ですが、全然連絡がつかない一人暮らしの高齢者が19,000人、それで接触をしたのが53名というのはあまりに少なく、これが実態ならば、今後、どのようにして解決していくかが課題になるなと感じたわけです。

西川課長 19ページの表の53人という数字は、接触継続中の19,796人のうち、引きこもりや孤立の可能性のある方ということになっております。

浜岡会長 地域包括支援センターの職員が訪問していて、どうしても安否確認のできない方とか、心配な方が53人という数字のように見えるのですがそういった認識でよろしいですか。

西川課長 補足いたします。18ページの下部ですが、地域包括支援センターの職員が訪問をした際

に家屋とか庭のお手入れがされているか、あるいは郵便物がたまっているかどうかを目視で確認をしている。また、地域組織がその方を把握されているかどうか、あるいは、基本チェックリストを京都市からお送りして返送されているか確認するなど、多角的な部分から見て、この方はもしかしたら孤独とか孤立の可能性があるのではないかと見極めた方が53人いると判断しているものがございます。

浜岡会長　元気でやっておられるためにうまく連絡がつかない方もかなりの数になっているということですね。全戸訪問以外でも地域でそういうことをチェックされたりしているので、そういったことを総合的に判断して、問題があると思われる世帯が53名という数字になっているということですね。

一人暮らしの高齢者を全数調査するというのは全国の自治体でもなかなかやれていないですね。調査をやっているいくつかの大きな都市もあるのですが、実際に訪問して高齢者と面接をするところまでやっているのは非常に少なく、その意味では非常に期待の大きい取組かと思います。

井上委員　地域包括支援センターの職員に聞きますと、割と年齢層が若い高齢者の方が仕事に行っているので出会えないということが非常に多いとのこと。そういうことを考えると、例えば65歳以上という対象年齢を今後も続けていくべきなのかどうか、例えば75歳に変更するということは検討されているのかどうかとか、老老世帯などまで範囲を広げる必要はないのか等の検討がされているのかどうか、そのあたりを教えていただけませんか。

西川課長　検討につきましてはこれからでございます。皆様とともに議論させていただければと考えてございます。

＜報告事項4＞ 第5期プランにおける公募選定辞退及び残数の取扱いについて

＜事務局説明＞ 米津介護保険課長

資料6 第5期プランにおける公募選定辞退及び残数の取扱いについて

＜意見交換・質疑＞

内山委員　2件とも社会福祉法人ではなく株式会社となっているのが気になります。遅延が発生した理由は資金的なものでしょうか。差し支えなければ、お願いいたします。

米津課長　資金的ではなく、建築工事の遅れが原因でございます。

内山委員　工事が遅れるのであれば、認められないのですか。

米津課長　26年度中に開始をしていただくということで選定をしておりますので、それまでに開所できないということになりますと、認められないということになります。

内山委員　ちょっと理解しがたいのですが。3月までに開所をするということで工事をしているわけ

ですよね。それは工事を受注した業者がサボタージュしたのか、お金がないから遅れてしまったのか。

浜岡会長 辞退に至った経過ということですね。

米津課長 理由としましては、建築資材の確保が非常に困難であったこと、それから図面で少しミスがあったということで、今回いずれにしても結果的に26年度中にできなかったということになりますので、選定を辞退されたということでございます。

浜岡会長 こういう辞退がこれからも出てくる可能性はあるかと思いますが、一般的な取扱いをどうするかというのははっきりしているのでしょうか。

米津課長 例えばどこかの時点で辞退が出たときに、次に新たに公募するかどうかですね。辞退が出ましたら、また協議会で御報告をさせていただいて、改めて公募という形で考えております。

浜岡会長 選定したときと辞退が出てきたときのズレからすると、想定した年度内に完成するということが、辞退時期によって対応できたりできなかったりしますが。

米津課長 今回3月末までに開所できなかったということになり、3月まで待ったけれども結局できなかった、その結果、報告がこの時期になったということでございます。協議会も年に2回であったりするときもありますので、辞退が分かった時点で次の協議会に、という形には考えております。

麻田委員 今の問題、私も確認したいと思うのですが。この株式会社2件について、応募が株式会社だけだったのか、ということなんですね。社会福祉法人とかではなくて。それから26年度、これで27年3月31日までに完成できないので辞退されたけれども、例えば着工されていたら建てた企業としては中止するわけにはいかないでしょうから、次の公募に応募してもOKなのでしょうか。

米津課長 まず株式会社だけが公募に応募されていたかということですが、公募自体は何回かやっておりますので、その回に応じまして、例えばグループホーム等ございましたら、株式会社、社会福祉法人、そのときの公募によって複数応募してこられる場合がございますので、株式会社のみの場合もございますし、社会福祉法人さんが手を挙げてこられる場合もございます。ですので、その公募した回によりけりかと思います。また、今回辞退された事業者が次の年度等に改めて応募されてこられるかどうかですが、今回選定を辞退されたということになりますと、元々整備を予定していたものが実際にできなくなってしまうと、我々としても目標を立てて整備をしている状況もございますので、ペナルティを設けております。そのペナルティはそれぞれの事情にもよりますが、ある一定期間は応募できないという形で事業者には申し伝えておりますので、その期間中は指定できなくなります。

＜協議事項５＞ 平成２７年度における介護保険制度改正の主な内容について

＜事務局説明＞ 米津介護保険課長

資料７ 平成２７年度における介護保険制度改正の主な内容について

＜意見交換・質疑＞

山田委員 資料７の３のその他のところの○の４つ目ですけど、お泊まりデイサービス。これの実態と京都市の考えについて御説明をお願いします。

米津課長 お泊まりデイの京都市の状況でございますが、４月から届け出を受け付けているところで、現在２法人５事業所からの届出が出されております。お泊まりデイにつきましては介護保険制度外の自主事業でございますので、宿泊ニーズに対しましては法定されている宿泊サービスで対応すべきであると考えておりますけれども、実際に届出という制度ができましたことから、先程申し上げました法人事業所の届が出されて運用されております。

菅原委員 資料７の２の一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げについてですが、これにつきましては受益者負担ということで、問題ないと思います。一方で、低所得の施設利用者の食費・居住費ですが、条件となる預貯金等が単身１，０００万円、夫婦２，０００万円超というのは、どのような形で把握されるのでしょうか。

齋藤課長 確認方法ですが、基本的には自己申告です。年金が振り込まれている預貯金の写しを取って、その中身を拝見させていただくことで確認させていただきます。

菅原委員 個人が持っています預金の口座ですね、複数の銀行もあるのです。一つの銀行でも複数の口座がある。それは、年金が振り込まれている口座でもって確認と言いましても、また別の生活関係のほうの口座と違うところがありますので、１００％捕捉するのは困難ではないのでしょうか。

齋藤課長 預貯金の確認については年金の振り込まれている預貯金の通帳ということになっていますが、複数お持ちであればそれも確認させていただいて合算で、ということになります。あくまでこの預貯金というのはこちらで把握する手段が導入がされていない状況なので、自己申告に頼って預貯金の合計を拝見させていただきます。

菅原委員 わかりました。できるだけ負担は公平にさせていただきたいと、そういう趣旨で質問させていただきました。

山添委員 特養の入所の条件が要介護３以上で、場合によっては１や２でも入所できるということですが、実情はどうでしょうか。例えば認知症の人であれば１，２くらいで非常に大変な人もいるのだけれども、なかなか入れないというふうに思えるのです。現実的にはどうなのでしょう。

和田課長 要介護1、2の方の入所状況についての御質問でございます。これにつきまして、国の指針が定めた特例入所の判定の際に考慮事項というものがございます。特例的に要介護1、2でも入れるという要件が4つほどございます。1つ目が今おっしゃいましたように、認知症で在宅生活が困難な場合、2つ目が知的障害、精神障害等により在宅生活が困難な場合でございます。3つ目でございますが、御家族等の深刻な虐待によって御本人の安全あるいは安心が困難であるといったケースでございます。4つ目でございますが、単身世帯等で家族による支援が期待できない、かつ地域での介護サービスが十分に提供されていないために在宅生活が困難となるケースです。こうした4つのケースにつきまして、国の指針に沿いまして、京都市で入所指針を定めまして、入所判定の際に考慮するとしております。

浜岡会長 4月以降で原則を適用されなかったケースというのは、掴んでおられるのですか。

和田課長 実態数でございますが、特別養護老人ホームが全市で85箇所ございまして、現時点で回答があった54施設についてお答えいたします。あくまでも速報値ですが、54施設で計231名要介護1、2の方の入所お申し込みがありまして、そのうち入所決定に至った方が6名いらっしゃいます。

内山委員 他都市で最近、虐待の問題がありました。虐待にはいろいろな原因がありますが、私は、人材確保がうまくいかない結果、あまり適性のない人が雇用されるとそういうことが起こるのではないかという印象があります。京都市はかなり先行して高齢化が進んだのでそういった危険性は少ないのかもしれませんが、京都市でそういった点で差し迫った問題はないのかどうかということと、京都市の介護関係の人材確保の問題は解決されているのかについて教えてください。

浜岡会長 介護保険の改定と直接の関連はないのですが、人材確保が難しい中で虐待のケースというのがいろいろと出ているのではないかという御質問かと思います。

和田課長 介護人材の確保につきましては、京都市といたしましても積極的に取り組んでいるところでございます。現在、京都府等の事業とも連携しながらやっておりますし、また京都市独自でも人材確保に向けて、たとえば福祉の職場を見ていただく等のイベントを開催するとか、あるいは採用担当者の研修をやっているとか。そういうもので人材確保も含めて進めているところでございます。人材不足と虐待が結びついているというところまでは、我々としては認識していないという状況でございます。

内山委員 全体について研究している立場から要望を申し上げさせていただきます。以前は65歳以上が14%を超えると高齢社会といていたのですが、現在、東山区などはもう30%近いという話で、高齢社会という基準だけでは当てはまらない、超高齢社会という目の前の問題に皆さんは直面されていると思います。ただ一方で、そういった多忙な中でも50年間というような長期的な視野で社会を見ることを忘れないでいただきたいのです。高齢化率が17、

18%から25%, 30%と変わってくると質的にも違う問題が出てくると思います。特に高齢者といいますか、75歳以上高齢者のウェイトが大きくなれば、医療も介護も非常にお金がかかるということだと思ふんですけども。皆さんのお仕事の中で超高齢社会の中で実質的にどういった問題が出てくるのかということ、是非お考えいただきたいと思います。

浜岡会長 これは施策全体のところでその辺を検討するということになろうかと思います。御要望ということで受け止めていただけたらと思います。他に御意見等ございますか。

吉田委員 訪問介護というのは単位も高いということで、訪問看護を断られるケースとか、あるいは回数を減らしてこられるというか、そういうことを希望される利用者の方も出てこられます。そういう方々がやはり健康問題が出てこないように、我々としては地域包括支援センターなどと情報交換をしていかなければいけないと思っているのですが、それ以上に被害者がでないよう、私たちも見守りなどをしていきたいと思うのですが、負担増というのは、高齢化すればするほどそういういろんな問題が出てくるのだということも念頭においていただけたらと思います。

浜岡会長 他にいかがでしょうか。今年度から色々かなり制度が変わってきているのですが、今お話があったように、負担の重点化とか効率化とかで、いろいろ影響が出てきていると思うので、その辺を実態としてどういう状況か把握していただけたらと思いますし、そのうえでまたこの審議会で検討するときに御報告いただけたらと思います。

居内担当局長 本日は、長時間に渡って御協議いただき、誠にありがとうございました。

本市では、京都市高齢者施策推進協議会委員のみなさま方とともに、第6期京都市民長寿すこやかプランの基本理念であります「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる『健康長寿のまち京都』をみんなでつくる」の実現に向けて取り組んでいく所存であります。

また、人生90年という時代を目前に控えまして、今後、健康で生涯現役で地域とのつながりの中で、暮らし続けていただくことが、本当の意味でのライフスタイルになっていく、そういうことを願っております。本市では、健康寿命を平均寿命に近づけていくための推進本部を行政として立ち上げ、私自身、副本部長として鋭意取組を進めております。

ここにお集まりの皆様のお力をいただきながら、市民運動のうねりを作っていくことが健康寿命を延伸していくための大きな柱であると考えております。

今後とも、高齢者福祉の推進はもとより、健康寿命の延伸の取組等についても、皆様の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の今後ますますの御活躍と御健勝を心から祈念致しまして、私のあいさつとさせていただきます。

(閉会) 午後7時00分